

特別安全保障秘密の適正な管理に関する法律案 新旧対照表

○内閣法（昭和二十二年法律第五号）「附則第三条関係」

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第十七条 〔略〕</p> <p>2 国家安全保障局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち我が国の安全保障（第二十一条第三項において「国家安全保障」という。）に関する外交政策及び防衛政策の基本方針並びにこれらの政策に関する重要事項に関するもの（危機管理に関するもの並びに内閣広報官及び内閣情報官の所掌に属するものを除く。）</p> <p>二・三 〔略〕</p> <p>3 〓7 〔略〕</p> <p>第十九条 〔略〕</p> <p>2 内閣情報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官、内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監を助け、第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち特別安全保障秘密（特別安全保障秘密の適正な管理に関する法律（平成二十五年法律第〓号）第三条第一項に規定する特別安全保障秘密をいう。）の</p>	<p>第十七条 〔同上〕</p> <p>2 国家安全保障局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち我が国の安全保障（第二十一条第三項において「国家安全保障」という。）に関する外交政策及び防衛政策の基本方針並びにこれらの政策に関する重要事項に関するもの（危機管理に関するもの及び内閣広報官の所掌に属するものを除く。）</p> <p>二・三 〔同上〕</p> <p>3 〓7 〔同上〕</p> <p>第十九条 〔同上〕</p> <p>2 内閣情報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官、内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監を助け、第十二条第二項第六号に掲げる事務を掌理する。</p>

3

〔略〕

保護に関するもの（内閣広報官の所掌に属するものを除く。）
及び第十二条第二項第六号に掲げる事務を掌理する。

3

〔同上〕

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）〔附則第四条関係〕

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（防衛秘密） 第九十六条の二 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、次項及び政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。</p> <p>4 防衛秘密の取扱者の制限及び適格性確認（防衛秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないことについての確認をいう。）については、特別安全保障秘密の適正な管理に関する法律（平成二十五年法律第 号）第四章及び第五章の規定を準用する。</p> <p>5 防衛大臣は、第一項、第二項及び前項に定めるもののほか、政令で定めるところにより、第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>（防衛秘密） 第九十六条の二 〔同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>3 防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。</p> <p>〔新設〕</p> <p>4 防衛大臣は、第一項及び第二項に定めるもののほか、政令で定めるところにより、第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。</p>

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）「附則第五条関係」

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特別防衛秘密保護上の措置）</p> <p>第二条 特別防衛秘密の取扱者の制限及び適格性確認（特別防衛秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないことについての確認をいう。）については、特別安全保障秘密の適正な管理に関する法律（平成二十五年法律第 号）第四章及び第五章の規定を準用する。</p> <p>2 特別防衛秘密を取り扱う国の行政機関の長は、前項に定めるもののほか、政令で定めるところにより、特別防衛秘密について、標記を付し、関係者に通知する等特別防衛秘密の保護上必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>（特別防衛秘密保護上の措置）</p> <p>第二条 〔新設〕</p> <p>特別防衛秘密を取り扱う国の行政機関の長は、政令で定めるところにより、特別防衛秘密について、標記を付し、関係者に通知する等特別防衛秘密の保護上必要な措置を講ずるものとする。</p>